

はじめに

- ・自己紹介
- ・裁判員裁判の施行前の状況

裁判員裁判への被害者の関与の現状について

- ・わかりやすさ
裁判員＝一般の方＝被害者
- ・被害感情
裁判員は被害感情に「流される」のか？
- ・量刑への影響
厳罰化？
- ・被害者が刑事手続(裁判員裁判)に関与する理由
「知りたい」「伝えたい」「できることはやりたい」...
- ・まとめ

現状の課題

公判前整理手続

- ・長期化
- ・争点の絞り込み



何らかの形で、公判前の
手続に関与できないか

- ・事実上の打合せ期日
- ・審理計画策定への関与

いわゆる刺激証拠

- ・被害者の信頼・納得
- ・国民の司法への信頼



イラスト化・言語化等
過度の抽象化は避けるべき

最後に